事務事業概要書

部名	文化スポーツ部	課かい名	多様性社会推進課
事務事業名	茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画進行管理事務		

事業概要	ジェンダー平等、男女共同参画社会の実現のため、新たに作成した茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画に基づき、様々な取組を実施するとともに計画に位置付けた指標の推移などの分析を次年度から実施できるよう手法の検討を行います。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	ジェンダー平等、男女共同参画社会に関するアンケート内容検討	検討				■	■	■	■	■				
2	アンケート送付・回収・分析	パブコメ等市民参加									■	■	■	
3	ちがさき男女共同参画推進会議	庁内調整・会議				■						■		
4	ちがさき男女共同参画推進協議会	審議会				■						■		
5	アンケート結果公表	パブコメ等市民参加												■
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・男女共同参画社会基本法 第１４条第３項　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 第２条の３第３項　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 第６条第２項　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

事務事業概要書

部名	文化スポーツ部	課かい名	多様性社会推進課
事務事業名	ジェンダー平等、男女共同参画に関する啓発事業		

事業概要	ジェンダー平等、男女共同参画社会の実現に向け、市内でジェンダー平等、男女共同参画に資する活動を行っている団体の活動を支援するとともに、ジェンダー平等、男女共同参画についての講座等を開催します。また、審議会や市民活動への子育て世代の参加促進のため、託児ボランティアスタッフ派遣事業を行います。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	託児ボランティアスタッフの登録	申請等受付	■											
2	託児ボランティアスタッフの保険加入	事務作業全般	■						■					
3	新規託児ボランティアスタッフの研修実施	事務作業全般	■	■	■									
4	各課からの依頼に応じた託児ボランティアスタッフの派遣	パブコメ等市民参加	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5	講座等の企画	検討	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
6	講座等の募集	周知・広報			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
7	講座等の実施	市民等向け研修・講座			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
8	市ホームページ等での情報発信	周知・広報	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
9	男女共同参画推進センター登録団体との情報交換	庁外調整・会議		■										
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・男女共同参画基本法 第９条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

事務事業概要書

部名	文化スポーツ部	課かい名	多様性社会推進課
事務事業名	女性のための相談事業		

事業概要	夫婦、家族といった人間関係での悩みや、困りごとを抱えている女性のため、「女性のための相談室」を運営するとともに、庁内関係各課や関係機関と情報共有を行い、連携した支援を行います。 また、中学生に向けたデートDV予防講座や啓発リーフレットの配付など、若年層に向けた暴力根絶のための意識啓発を進めます。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	女性のための相談室の運営	相談・問合せ対応	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	女性のための法律相談の運営	相談・問合せ対応	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	庁内での連絡調整	庁内調整・会議	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4	関係機関との連絡調整	庁外調整・会議	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5	講座等の企画	検討	■											
6	講座等の募集	周知・広報	■	■										
7	講座等の実施	市民等向け研修・講座											■	■
8	啓発リーフレット作成・配布	周知・広報			■	■	■	■	■	■				
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 第２条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

事務事業概要書

部名	文化スポーツ部	課かい名	多様性社会推進課
事務事業名	男女共同参画推進センターの運営		

事業概要	男女共同参画社会の実現を目指し、市民に学習の機会及び活動の場を提供するため、男女共同参画推進センターの管理運営を行います。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	男女共同参画推進センターの管理運営	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	消防訓練の企画・実施	訓練											■	■
3	空調機フィルター交換	新設・修繕・建替工事							■					
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・男女共同参画基本法 第９条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。 ・茅ヶ崎市男女共同参画推進センター条例 ・茅ヶ崎市男女共同参画推進センター条例施行規則

事務事業概要書

部名	文化スポーツ部	課かい名	多様性社会推進課
事務事業名	人権啓発事業		

事業概要	人権啓発を推進するため、パートナーシップ宣誓制度の運用を行いつつ、人権啓発講演会を開催し、市民及び職員の人権に対する意識の向上を図ります。 また、県内の人権団体が開催する人権に関する研修・講演会に職員を派遣し、庁内での職員研修を行うなど、職員の人権意識の向上に努めます。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	パートナーシップ宣誓制度の運用	申請等受付	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	人権団体が開催する研修等への職員派遣	職員向け研修	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3	新採用職員研修	職員向け研修								■				
4	人権関連のパネル展示	イベント開催									■			
5	人権啓発講演会の企画	検討	■	■	■	■								
6	人権啓発講演会の周知	周知・広報					■	■						
7	人権啓発講演会の実施	イベント開催							■					
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 第５条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

事務事業概要書

部名	文化スポーツ部	課かい名	多様性社会推進課
事務事業名	平和事業		

事業概要	次世代を担う子どもたちへの啓発として、「平和について」ポスター・作文コンテストの受賞者を広島で行われる平和記念式典に派遣し、「ひろしま子ども平和の集い」において、学習の成果を発表します。次代を担う子どもたちに、戦争の悲惨さや平和の尊さなどを肌で感じ取ってもらう機会を創出します。市内小中学校に神奈川県内に在住する原爆被爆者の方を派遣する事業を実施します。また、平成２９年に寄贈された佐々木禎子さんの折り鶴展示などの「折り鶴による啓発事業」や、「平和のつどい」、「平和講演会」の開催を通じて、平和の尊さを一人でも多くの市民に伝えます。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	「平和について」ポスター・作文コンテスト	パブコメ等市民参加	■	■	■	■	■							
2	ピーストレイン平和大使広島派遣事業	イベント開催				■	■							
3	平和のつどいの実施	イベント開催					■							
4	戦争体験語り部事業	市民等向け研修・講座	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
5	折り鶴の募集	周知・広報		■	■	■								
6	千羽鶴作成講座の実施・千羽鶴作成	市民等向け研修・講座					■	■	■	■	■	■		
7	千羽鶴を広島へ送付	通知等発送											■	
8	平和講演会の企画	検討		■	■									
9	平和講演会の周知	周知・広報			■	■								
10	平和講演会の実施	イベント開催					■							
11	平和に関する看板等管理	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
12	平和啓発横断幕の掲示	周知・広報					■							
13														
14														
15														

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

事務事業概要書

部名	文化スポーツ部	課かい名	多様性社会推進課
事務事業名	都市交流事業		

事業概要	東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン登録をした北マケドニア共和国との文化交流事業を継続し、市内小学校と北マケドニア共和国内小学校の交流や、北マケドニア共和国内の絵画コンテストへの参加、ホストタウン交流事業のパネル展示などを行います。 また、岡崎市とゆかりのまち提携４０周年を迎えることからバーチャルツアーを実施します。青少年交流事業では岡崎市に行き、小学生によるバレーボール交流を行い、友好親善を深めます。今後も両市の市民がお互いのまちについての理解を深めることができるよう情報発信をしていきます。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	市内小学校と北マケドニア共和国内小学校の交流	パブコメ等市民参加	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	北マケドニア共和国内絵画コンテスト参加の企画	検討						■	■					
3	北マケドニア共和国内絵画コンテストの周知	周知・広報							■	■	■	■	■	■
4	北マケドニア共和国内絵画コンテスト参加	通知等発送										■		
5	北マケドニア共和国を紹介するパネル展示	イベント開催												■
6	在北マケドニア共和国大使館Facebookでの情報の発信	周知・広報		■			■			■			■	
7	ゆかりのまち岡崎市との連絡調整・情報発信	庁外調整・会議	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
8	青少年交流事業の企画	検討	■	■	■									
9	青少年交流事業の参加市との調整	庁外調整・会議		■	■	■	■							
10	青少年交流事業の開催	イベント開催					■							
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

事務事業概要書

部名	文化スポーツ部	課かい名	多様性社会推進課
事務事業名	国際交流事業		

事業概要	日本語ボランティア教室を実施する団体と連携し、情報共有を図りつつ、「日本語ボランティア養成講座」を開催するなど、日本語教育の推進を図ります。 外国籍市民が地域での円滑な生活が送れるよう、生活に関する情報を掲載した「市民便利帳やさしい日本語版」を改訂し、情報提供を行います。 神奈川県の「かながわ医療通訳派遣システム自治体推進協議会」に参加し、医療通訳の派遣などを行います。

	活動名	活動種別	活動時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	外国籍市民向けの情報発信	周知・広報	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2	多文化共生理解研修の検討・実施	職員向け研修			■	■								
3	市民便利帳やさしい日本語版の改訂	事務作業全般		■	■	■								
4	日本語ボランティア養成講座の企画	検討						■	■	■				
5	日本語ボランティア養成講座の周知	周知・広報									■	■		
6	日本語ボランティア養成講座の実施	市民等向け研修・講座									■	■		
7	日本語ボランティア教室を実施する団体等への支援	相談・問合せ対応	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
8	かながわ医療通訳派遣システム自治体推進協議会への参加	事務作業全般	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・日本語教育の推進に関する法律 地方公共団体の責務（第５条関係） 地方公共団体は、基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。